

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 <u>配慮書（第3条の2—第3条の7）</u>	
第3章 方法書（第3条の8—第9条）	第2章 方法書（第4条—第9条）
第4章 準備書（第9条の2—第20条）	第3章 準備書（第10条—第20条）
第5章 略	第4章 略
第6章 略	第5章 略
第7章 略	第6章 略
第8章 略	第7章 略
第9章 略	第8章 略
附則	附則
(対象事業)	(対象事業)
第3条 略	第3条 略
第2章 配慮書	
(配慮書の送付)	
<u>第3条の2 条例第4条の4の規定による配慮書及び要約書（以下「配慮書等」という。）の送付は、環境影響評価配慮書送付書（様式第1号）により行うものとする。</u>	
<u>2 条例第4条の4の規定により知事に送付する配慮書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する配慮書等の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける配慮書等の部数を変更することができる。</u>	
<u>3 知事及び市町村長は、前項ただし書の規定により送付を受ける配慮書等の部数を変更したときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。</u>	

(配慮書についての公告)

第3条の3 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 条例第4条の4に規定する地域
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に関し必要な事項
- (7) その他参考となる事項

2 条例第4条の5の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、配慮書等を縦覧する旨を周知するものとする。

(配慮書の縦覧及び公表)

第3条の4 条例第4条の5の規定による配慮書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県庁舎その他の県の施設
- (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の庁舎その他の市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

2 条例第4条の5の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村のウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第3条の5 条例第4条の6第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出に係る対象事業の名称

(3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第3条の6 条例第4条の7の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第1号の2)により行うものとする。

(配慮書についての知事の意見を述べる期間)

第3条の7 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、2月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、3月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第3章 方法書

(方法書の記載事項)

第3条の8 条例第5条第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第4条の6第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

(2) 対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書の送付)

第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書(以下「方法書等」という。)の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号の3)により行うものとする。

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第6条の規定による方法書等の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「条例第6条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

第2章 方法書

(方法書の送付)

第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書(以下「方法書等」という。)の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号)により行うものとする。

2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書等の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書等の部数を変更することができる。

(方法書についての公告)

第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 条例第6条に規定する地域

(5)～(7) 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書の縦覧及び公表)

第6条 第3条の4の規定は、条例第7条の規定による方法書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第7条 第3条の5の規定は、条例第8条第1項の意見書について準用する。

(方法書についての公告)

第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

(5)～(7) 略

2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書等を縦覧する旨を周知するものとする。

(方法書の縦覧及び公表)

第6条 条例第7条の規定による方法書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 県庁舎その他の県の施設

(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の庁舎その他の市町村の施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

2 第5条第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

(方法書についての意見書の提出)

第7条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人そ

<p>(方法書についての知事の意見を述べる期間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 準備書</u></p> <p>(<u>準備書の記載事項</u>)</p> <p>第9条の2 <u>条例第13条第9号の規則で定める事項は、第3条の8各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(準備書の送付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書についての公告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第3条の3第2項の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書の縦覧及び公表)</p> <p>第12条 <u>第3条の4の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書説明会の開催についての公告)</p> <p>第15条 略</p>	<p><u>の他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>意見書の提出に係る対象事業の名称</u></p> <p>(3) <u>方法書についての環境の保全の見地からの意見</u></p> <p>2 <u>前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。</u></p> <p>(方法書についての知事の意見を述べる期間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 準備書</u></p> <p>(準備書の送付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>第4条第2項の規定は、条例第14条の規定により送付する準備書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書についての公告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第5条第2項の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書の縦覧及び公表)</p> <p>第12条 <u>第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書説明会の開催についての公告)</p> <p>第15条 略</p>
---	---

2 第3条の3第2項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第17条 第3条の5の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第1号の2)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

2 第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第5章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第21条の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第23条第3項の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第25条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第17条 第7条の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第2号)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

2 第9条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第4章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第21条の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第23条第3項の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

2 第5条第2項の規定は、条例第25条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第3条の4の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第32条の規定による事後調査計画書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第33条第1項の規定による事後調査報告書の送付について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての公告)

第36条の2 条例第33条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) その他参考となる事項

2 第3条の3第2項の規定は、条例第33条の2の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の縦覧及び公表)

第36条の3 第3条の4の規定は、条例第33条の2の規定による事後調査報告書の縦覧及び公表について

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第5章 対象事業の内容の修正等

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第32条の規定により送付する事後調査計画書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

2 第4条第2項の規定は、条例第33条第1項の規定により送付する事後調査報告書の部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第8章 都市計画に定められる対象事業等の特例

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第4条の2から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、条例第27条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第30条まで（第27条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の2及び第4条の3各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第4条の3第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第4条の4から第4条の8まで及び第5条各号列記以	事業者	都市計画決定権者

第7章 都市計画に定められる対象事業等の特例

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第5条から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、条例第27条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第30条まで（第27条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
--------------	-----	----------

外の部分		
第 5 条 第 1 号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第 5 条 第 6 号	事業者	都市計画決定権者
略		

3 第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 3 条の 2 から第 33 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 条の 2 第 3 項	事業者	都市計画決定権者
第 3 条の 3 第 1 項 第 1 号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4、第 3 条の 7 第 2 項及び第 3 条の 8 第 1 号	事業者	都市計画決定権者
略		
第 6 条の 2	略	
略		
第 6 条の 5 第 1 項 第 2 号及び第 2 項	略	

第 5 条 第 1 号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
略		

3 第 1 項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 4 条から第 33 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条 第 2 項	事業者	都市計画決定権者
略		
第 5 条 第 2 項、第 6 条 第 1 項 第 1 号及び第 4 号並びに第 2 項 第 1 号並びに第 6 条の 2	略	
略		
第 6 条の 5 第 1 項 第 2 号及び第 2 項並びに第 9 条 第 2 項	略	

略

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第40条 事業者が条例第4条の4の規定により配慮書を送付してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該送付に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者、知事並びに配慮書及び方法書の送付を受けた市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあつては配慮書及び条例第4条の8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を直ちに都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者、知事並びに配慮書、方法書及び準備書の送付を受けた市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、同項中「計画段階配慮事項についての検討」とあるのは、「環境影響評価」と読み替えるものとする。

5 略

(事業者の協力)

第41条 略

2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第4条の2から

略

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第40条 事業者が条例第6条の規定により方法書を送付してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者並びに知事及び関係市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。

5 略

(事業者の協力)

第41条 略

2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第5条から第34

第34条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

第9章 雑則

別表第1（第2条関係）

事業の種類	特別地域
略	
3 条例別表第2号及び第7号から第10号までに掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池水質管理計画の対象地域</u> ウ <u>東郷池水質管理計画の対象地域</u> エ 略
4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池水質管理計画の対象地域</u> ウ <u>東郷池水質管理計画の対象地域</u> エ 略 オ 略
略	

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が10,000キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの キ 出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の事業	火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が7,500キロワット以上である <u>発電設備</u> を新設するもの 出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の事業

条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

第8章 雑則

別表第1（第2条関係）

事業の種類	特別地域
略	
3 条例別表第2号及び第7号から第10号までに掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池及びその流域（以下「湖山池流域」という。）</u> ウ 略
4 条例別表第5号、第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア 略 イ <u>湖山池流域</u> ウ 略 エ 略
略	

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が10,000キロワット以上である <u>発電施設</u> を新設するもの	火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であって、出力が7,500キロワット以上である <u>発電施設</u> を新設するもの

ク	風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの	風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの
略		

備考 略

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
11 別表第2の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	蒸気井又は還元井の位置 蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。

略		

備考 略

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
11 略		
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
10 別表第2の5の項のオ又はカに該当する対象事業	略	蒸気井又は還元井の位置 蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。

事業		
11 別表第2の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置 発電設備の位置	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 発電設備が100メートル以上移動しないこと。
<u>12</u> 略		
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		

様式第1号の3 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類を送付します。

略	
条例第6条に規定する地域	
略	
対象事業を実施するにつき必要な許認可等の種類	
略	

備考 略

様式第2号 (第8条関係)

事業		
11 略		
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類を送付します。

略	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	
略	
対象事業を実施するにつき必要な許認可等の種類	
略	

備考 略

様式第2号 (第8条、第18条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書

[方法書]

鳥取県環境影響評価条例第9条の規定により、別添
のとおり同条例第8条第1項の規定により述べられた
意見の概要を送付します。

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
連絡先	電話番号：
*受付年月日	年 月 日
	*備考

備考 略

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添
のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類
を送付します。

略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種 類	
略	

備考 略

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書

鳥取県環境影響評価条例第9条(第18条)の規定に
より、別添のとおり同条例第8条第1項(第17条第1
項)の規定により述べられた意見の概要を送付しま
す。

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
意見に対する事 業者の見解	
連絡先	電話番号：
*受付年月日	年 月 日
	*備考

備考 略

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添
のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類
を送付します。

略	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種類	
略	

備考 略

様式第5号（第21条、第24条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価書送付書

鳥取県環境影響評価条例第21条（第23条第3項）の
規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを
要約した書類を送付します。

略	
関係地域	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種 類	
略	

備考 略

様式第6号（第24条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価書補正不要通知書

鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定によ
り、環境影響評価書の補正を必要としないと認めます
ので通知します。

略	
関係地域	
対象事業を実施 するにつき必要 な許認可等の種 類	
略	

備考 略

様式第5号（第21条、第24条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価書送付書

鳥取県環境影響評価条例第21条（第23条第3項）の
規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを
要約した書類を送付します。

略	
関係地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種類	
略	

備考 略

様式第6号（第24条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価書補正不要通知書

鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定によ
り、環境影響評価書の補正を必要としないと認めます
ので通知します。

略	
関係地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施 するにつき必要 な許可等の種類	
略	

備考 略

<p>様式第12号（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">工事完了届出書</p> <p>鳥取県環境影響評価条例第34条の規定により、次の とおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 略</p>	<p>様式第12号（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">工事完了届出書</p> <p>鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次の とおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 略</p>
---	---

第2条 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改める。

別表第5の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第3条の2関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

（法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

環境影響評価配慮書送付書

鳥取県環境影響評価条例第4条の4の規定により、別添のとおり環境影響評価配慮書及びこれを要約した書類を送付します。

対象事業の名称		
対象事業の種類 及び規模		
事業実施想定区域		
条例第4条の4に 規定する地域		
意見書の提出先		
対象事業を実施 するにつき必要な 許認可等の種類		
連絡先	電話番号：	
* 受付年月日	年 月 日	*備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第1号の2（第3条の6、第18条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつてはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書
[配慮書、準備書]

鳥取県環境影響評価条例第4条の7（第18条）の規定により、別添のとおり同条例第4条の6（第17条第1項）の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を送付します。

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
意見に対する事業者の見解	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 *備考

備考 *印の欄には記入しないこと

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。